

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための 体制および当該体制の運用状況・・・	1 ページ
連結株主資本等変動計算書・・・	7 ページ
連結計算書類の連結注記表・・・	8 ページ
株主資本等変動計算書・・・	29 ページ
計算書類の個別注記表・・・	30 ページ

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.tohohd.co.jp/ja/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

東邦ホールディングス株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法の規定に基づいて、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、当社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努める。また、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図る。

(1) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「共創未来グループ倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）に、法令はもとより社会規範にかない、遵守しなければならない倫理規範と実践すべき行動基準を定め、共創未来グループの役員および従業員はこの倫理綱領に従って行動する。
- ②取締役会は、法令、定款、取締役会規則の規定に従い、当社の業務執行を決定するとともに、グループ会社の業務執行を監視・監督する。
- ③取締役会が行う取締役の職務執行の監督を確保するために、取締役は当社およびグループ会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ④取締役は、法令、定款、取締役会規則・稟議規程等の規定に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。
- ⑤取締役は、金融商品取引法の規定に従って、グループ会社の財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用および評価を継続的に行い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑥当社グループの役員および従業員の法令、定款、各種規程を遵守した職務の執行を確保するために、内部通報制度を導入し、その通報窓口を社内および社外に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。

(2) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために、グループ経営委員会の管理・監督の下に、倫理綱領の実践的運用と徹底を図る。特に、薬事関連の法規、独占禁止法等の公正競争の確保に関する法規、企業情報・個人情報の厳重管理等については、その遵守体制の維持・強化を図るとともに、その教育・啓発に

注力する。

- ②当社は、職制を通じて業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に対処するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③当社は、定期的な内部監査を実施することにより、当社グループの使用人の職務の執行の法令、定款および各種規程に対する適合性を確認するとともに、適正な職務の執行の維持・強化を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録も含む）およびその他重要な情報を、法令および「文書取扱規程」に基づいて、適正に保存・管理する。
- ②当社は、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査等委員の監査を受けることにより、その適正性を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク管理基本規程」に基づいて、当社グループのリスク管理体制の整備を進めるとともに、当社グループに生じた、または生じる可能性のあるリスクの早期発見・把握に努め、リスクへの適切な対応を図る。
- ②当社は、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会およびグループ災害対策等委員会を通じてグループ経営委員会にリスク情報を報告し、適切な対応を図り、リスク管理体制の維持・整備に努める。
- ③当社は、当社グループに不測の事態が発生した場合には、社長（もしくは社長が指名する者）が指揮する対策本部を当社もしくは事業運営会社設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整えとともに、医療用医薬品供給体制の維持・確立を図る。
- ④当社は、コンピューター処理システムの正常な稼働を維持するために、複数のデータセンターを置いてバックアップ体制を取り、事故に備えた体制を適切に構築する。

(5) 取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催または必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ②当社は、取締役会への付議・報告事項については、事前にグループ経営委員会において十分な検討を行う等により、効率的かつ実質的な取締役会の運営を維持する。
- ③当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、「組織規程」・「業務分掌規程」・

「職務権限規程」を定め、それぞれの責任者およびその責任と執行手続きを定める。

- ④当社は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた当社グループの事業活動の進捗状況を、定期的に取り締役会において確認する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の業務執行について決裁基準を整備し、これにより重要な業務執行についてはグループ経営委員会において協議・報告するとともに、必要に応じて取締役会に付議・報告を行う。また、「関係会社管理規程」に従って報告させることにより子会社管理を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」に定める「経営上のリスク」に適切に対応するため、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの推進を図る。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に定める基本方針に基づき、報告体制を整備し、子会社を管理するとともに、重要なものについてはグループ経営委員会において協議する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は子会社に、業務の適正を確保するための倫理綱領に定める、倫理規範に基づく行動基準の実践を徹底させる。

ロ. 当社は、当社の定期的な内部監査を実施することにより、子会社の業務監査を実施し、職務の執行の適正性を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

①当社は、監査等委員会の補助すべき使用人については、必要に応じて設けるものとする。

②当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く場合は、その任命・異動等人事に関する事項は、監査等委員会または常勤監査等委員との協議を経たうえで決定する。

(8) 監査等委員会への報告に関する事項

①監査等委員は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、または必要に応じて議事録等を閲覧し、取締役および当社グループの使用人から重要事項の報告を受ける。

②取締役およびこれに準じる使用人は、法令・定款違反等会社に著しい損害を及ぼす重要な

事実が発生した場合は、速やかに監査等委員会または常勤監査等委員に報告する。

③稟議は、決裁後速やかに監査等委員に供覧する。

(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会または常勤監査等委員へ報告を行った当社グループの役職員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①当社は、監査等委員会専用の弁護士、公認会計士、コンサルタント等の監査等委員会監査に必要な費用を負担するものとする。

②当社は、上記のほか監査等委員が職務の執行上必要とする費用についても、負担するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互に意思疎通を図る。

②監査等委員会は、会計監査人から会計監査の計画、方法および結果について定期的に報告を受け、情報交換を行い、効率的な監査を実施する。

③内部監査部門は、内部監査結果、内部監査情報その他必要な情報を監査等委員会に提供し、監査等委員会との緊密な連携を図る。また、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門に対し監査事項等について調査を求めることができる。

④当社は、監査等委員が会社の顧問弁護士とは別に監査等委員会専用の弁護士と顧問契約を締結し、活用することを保証する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力および団体による経営活動への関与や被害を防止するために、倫理綱領等において反社会的勢力および団体とは関係遮断を徹底することを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員

に対する啓蒙活動等により、関係の排除に取り組む。

前述の基本方針に基づく、当事業年度の内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行の適正性・効率性を確保するための取り組みについて

当社は、取締役会を原則月1回、グループ経営委員会を原則月2回開催し、適正性・効率性の観点から、事業計画その他、経営上の重要事項についての十分な審議を行っております。当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）11名のうち2名が社外取締役、また監査等委員である取締役3名全員が社外取締役であり、前述の会議を含む、重要会議に出席し、随時必要な意見表明等を行っております。その他重要事項については、稟議書の回付その他、監査に必要な情報が監査等委員に伝達される仕組みを構築・運用しております。

(2) コンプライアンス推進・リスク管理体制について

当社は、「リスク管理基本規程」を制定し、当社および当社グループ会社のコンプライアンス推進およびリスク管理に関する重要な課題について、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会において審議し、方針を決議しております。

コンプライアンス推進については、当社において「倫理綱領」を用いた教育研修および啓発活動を実施し、意識および知識の向上に取り組むとともに、当社グループ会社への啓発活動に努めております。

なお、当社は、連結子会社である東邦薬品株式会社および当社社員1名が、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）を発注者とする医療用医薬品の入札に関して、独占禁止法違反で2021年6月に有罪判決を受けたことを真摯に受け止め、社長自らがグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会委員長の任に就き、法令遵守・コンプライアンスの強化に率先して取り組んでおります。

取り組み強化の具体例は、次に掲げるとおりです。

- ・ トップマネジメントがグループ全従業員に対し、毎月開催のグループテレビ朝礼等の機会に独占禁止法の遵守を周知徹底しております。
- ・ コンプライアンス研修として、独占禁止法や卸公正競争規約、贈賄防止、薬事関連の法規など、各月ごとに法令遵守等のテーマを指定し、全従業員の受講を義務付けております。
- ・ 独占禁止法遵守を筆頭に業界関連法規の遵守に焦点を絞った研修として、営業職

に従事する全従業員を対象とした研修を実施いたしました。管理職を研修インストラクターとして育成するため、医薬品卸売業界に精通し、独占禁止法等の業界関連法規に造詣の深い弁護士を講師に招き、法律知識や役割・使命、心構えといった、インストラクターとして必要なスキルを管理職自らが学び、管理職以下の従業員に対して管理職自ら研修を実施することでより実効性のある研修を実施いたしました。

- ・東邦薬品株式会社の5つの卸売事業子会社の経営幹部および従業員等に対しても、独占禁止法研修の実施を義務付け、グループ一丸となって法令遵守の徹底を図っております。

また、当社では、法令違反・不正行為等の早期発見および未然防止ならびに自浄作用の向上を目的として、内部通報制度を整備しており、社内外に通報窓口を設置しております。

(3) グループ管理体制について

当社グループ会社の管理につきましては、上記運営とともに「関係会社管理規程」に則り、報告体制を整備し、子会社を管理するとともに、重要なものについてはグループ経営委員会において協議を行う体制を整えております。また、当社の内部監査部門であるグループ監査室は、監査計画に基づき、グループ各社に対する内部監査を行っております。

(4) 監査の実効性確保のための取り組みについて

監査等委員は取締役会およびグループ経営委員会等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効性に関わる情報を入手しております。また代表取締役および各部門の責任者等と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、会計監査人およびグループ監査室から定期、随時に報告を受け、情報交換を行う等、緊密に連携しており、監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2021年 4月 1 日 〕
〔 至 2022年 3月31日 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年 4月 1 日残高	10,649	49,378	168,872	△15,784	213,117
会計方針の変更による累積的影響額			△19		△19
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,649	49,378	168,852	△15,784	213,097
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,116		△2,116
親会社株主に帰属する当期純利益			13,379		13,379
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△4		65	61
連結範囲の変動		△146	245		99
土地再評価差額金取崩			△107		△107
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		△150	11,401	64	11,315
2022年 3月31日残高	10,649	49,228	180,254	△15,719	224,413

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
2021年 4月 1 日残高	28,506	△4,380	24,125	162	—	237,405
会計方針の変更による累積的影響額						△19
会計方針の変更を反映した当期首残高	28,506	△4,380	24,125	162	—	237,385
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,116
親会社株主に帰属する当期純利益						13,379
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						61
連結範囲の変動						99
土地再評価差額金取崩						△107
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△7,714	107	△7,606	△13	199	△7,420
連結会計年度中の変動額合計	△7,714	107	△7,606	△13	199	3,895
2022年 3月31日残高	20,792	△4,273	16,518	149	199	241,281

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	22社
・主要な連結子会社の名称	東邦薬品株式会社 九州東邦株式会社 株式会社セイエル 株式会社幸耀 株式会社スクウェア・ワン 株式会社東邦システムサービス ファーマクラスター株式会社 株式会社ファーマダイワ 株式会社J. みらいメディカル 株式会社清水薬局 株式会社ファーマみらい セイコーメディカルブレーン株式会社 ベガファーマ株式会社 有限会社キュア 株式会社青葉堂 株式会社厚生 共創未来ファーマ株式会社 株式会社東京臨床薬理研究所 株式会社アルフ 株式会社ネグジット総研 株式会社e健康ショップ 株式会社eヘルスケア

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社ネグジット総研、株式会社e健康ショップ及び株式会社eヘルスケアは、当連結会計年度より重要性が増したことにより連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	沖縄東邦株式会社
---------------	----------

- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、連結当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を与えず、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数 4社
- ・主要な会社の名称 酒井薬品株式会社
AYM HD株式会社
あゆみ製薬ホールディングス株式会社
あゆみ製薬株式会社

当連結会計年度より、AYM HD株式会社の株式を取得したため、AYM HD株式会社、あゆみ製薬ホールディングス株式会社及びあゆみ製薬株式会社を持分法適用の範囲に含めております。AYM HD株式会社は、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書には、AYM HD株式会社、あゆみ製薬ホールディングス株式会社及びあゆみ製薬株式会社の業績は含まれておりません。なお、AYM HD株式会社は2022年4月1日付であゆみ製薬ホールディングス株式会社と合併し、あゆみ製薬ホールディングス株式会社と名称を変更しております。

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
- ・主要な非連結子会社の名称 沖縄東邦株式会社
- ・主要な関連会社の名称 株式会社わかば
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を与えず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は、一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- その他有価証券
- ・市場価格のない……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- 株式等以外のもの

・ 市場価格のない 株式等 ……………移動平均法による原価法

なお、市場価格のない有価証券については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法…連結子会社4社

(東邦薬品株式会社、九州東邦株式会社、株式会社セイエル、株式会社幸耀)は移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

共創未来ファーマ株式会社は先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の連結子会社は最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③ 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

(リース資産

以外のもの) ……………定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械装置及び運搬具 4年～8年

器具及び備品 5年～15年

イ. 無形固定資産

(リース資産

以外のもの)定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ウ. リース資産.....所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法

④ 重要な引当金の計上基準

- ア. 貸 倒 引 当 金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞 与 引 当 金……………使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ウ. 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- エ. 独占禁止法関連損失引当金……………独占禁止法に関連した損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. 医薬品卸売事業

医薬品卸売事業においては、医療機関等に対して医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。なお、検査機器等の販売の一部では、機器メーカー等が取引に関与しており、当社グループの履行義務は、当該機器メーカー等により顧客に検査機器等が提供されるように手配し、顧客から代金を回収することにあります。このため、当該取引において当社グループは代理人として取引を行っている判断しております。また、医療用医薬品等の販売契約においては、当社グループは返品に応じる義務を負っており、顧客からの商品が返品された場合は、当該商品の対価を返金する義務があります。

医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識することとなります。しかしこれらの取引は、いずれも国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

イ. 調剤薬局事業

調剤薬局事業においては、主に患者に対して医療用医薬品を処方するとともに、服薬指導等を実施し、健康保険法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤報酬を収受しております。

医療用医薬品の処方、患者への医薬品の引き渡し及び服薬指導等の実施により、当該医薬品に対

する支配が移転し履行義務が充足されることから、医薬品を患者に引き渡し服薬指導等を実施した時点で収益を認識しております。

ウ. 医薬品製造販売事業

医薬品製造販売事業においては、ジェネリック医薬品を中心とする医療用医薬品の製造・販売を行っております。

医療用医薬品の販売は、製品の引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識することとなります。しかしこの取引は国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。

エ. その他周辺事業

その他周辺事業においては、顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページの制作、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。

顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページ制作は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア. 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社 8 社（株式会社ファーマダイワ、株式会社 J. みらいメディカル、株式会社ファーマみらい、ベガファーマ株式会社、共創未来ファーマ株式会社、株式会社東京臨床薬理研究所、株式会社アルフ、株式会社ネグジット総研）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当社及び連結子会社 2 社（東邦薬品株式会社、株式会社東邦システムサービス）は、確定拠出年金制度に全面的移行したことに伴い、移行時在籍従業員のうち、定年の退職者に対しては、過去勤務部分の一部を退職時に退職一時金として支払う経過措置を設けております。それにより、2022 年 3 月末現在の退職給付債務を従業員の退職給付に備えるために計上しております。数理計算上の差異は、僅少のため発生年度に費用処理することとしております。

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5 年間または 10 年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、返品権付きの販売について、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品又は製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識する方法に変更しております。また、医薬品卸売事業に係る取引の一部について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は19百万円減少しております。また、当連結会計年度の売上高が1,589百万円減少し、売上原価が1,592百万円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ2百万円増加しております。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」にそれぞれ区分表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 市場価格のない非連結子会社株式の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
投資有価証券等 1,750百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、市場価格のない非連結子会社株式は移動平均法による原価法を採用し、その評価は1株当たり純資産額と取得価額とを比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しております。なお、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。減損処理の要否を検討するに当たっては、投資先から事業計画等を入手し、これまでの実績等を勘案して、超過収益力等の毀損が生じていないと判断した場合、または当社グループの投資価値回復計画を作成し、実質価額が取得原価に比して50%超下回るものの、実行可能で合理的な投資価値回復計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。

将来の超過収益力算定の基礎となる事業計画及びこれを補正した投資価値回復計画における主要な仮定は、売上成長率及び売上総利益率であります。投資価値回復計画の策定において、売上成長率及び売上総利益率は、過去の実績や具体的な裏付けのある施策の効果を反映させ、具体的な裏付けのない目標値はストレスをかけて合理的かつ実行可能な水準に補正しております。

主要な仮定である売上成長率及び売上総利益率は、見積りの不確実性が高く、売上成長率及び売上総利益率が変動することに伴い、投資価値回復計画を達成できない場合には、市場価格のない非連結子会社株式の減損損失を計上する可能性があります。

(2) 独占禁止法関連損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

独占禁止法関連損失引当金戻入益 162百万円、独占禁止法関連損失引当金 3,639百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

独占禁止法関連損失引当金は、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）を発注者とする医療用医薬品の入札に関する取引についての独占禁止法違反により、JCHOとの契約に基づき請求される違約金の支払に備えるため、将来発生しうる損失の見積額を計上しております。

連結子会社である東邦薬品株式会社は、2022年3月30日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けており、違約金は2020年6月以前の4年間の取引を対象として、JCHOとの契約条件及び顧問弁護士からの意見聴取等を踏まえて、将来に発生が見込まれる金額を見積もっております。

ただし、これらの見積りには、相手先の意向による不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、結果として独占禁止法関連損失引当金の追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

なお、本件により発生が見込まれる損失額は、2021年3月期決算において独占禁止法関連損失引当金として計上済みであり、今回の命令を受けて、当期末において独占禁止法関連損失引当金の一部の戻入を行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	2,212百万円
売掛金	299,384百万円
その他	1,424百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

59,766百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	165百万円
建物	1,427百万円
土地	3,725百万円
投資有価証券	2,017百万円
計	7,335百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	17,293百万円
長期借入金（1年内返済を含む）	1,743百万円
計	19,037百万円

(4) 保証債務

銀行保証債務	396百万円
--------	--------

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に基づき算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

438百万円

(6) 偶発債務

当社連結子会社である九州東邦株式会社は、2021年11月9日に独立行政法人国立病院機構（NHO）を発注者とする九州地区の医療用医薬品の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引

委員会による立入検査を受け、現在も調査が継続しております。

これらの結果により、今後当社グループの連結業績に影響を及ぼす可能性があります、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	1,265,981百万円
------------------------	--------------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	78,270千株	—	—	78,270千株
合 計	78,270千株	—	—	78,270千株
自己株式				
普通株式（注）	7,759千株	1千株	32千株	7,729千株
合 計	7,759千株	1千株	32千株	7,729千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加1千株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加1千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少32千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少25千株及びストックオプション行使による減少7千株であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2023年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債（注1、2）	普通株式	6,000	—	—	6,000	—
	ストック・オプションとしての新株予約権（注3）	普通株式	78	—	7	71	149
合計			6,079	—	7	6,072	149

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
3. スtock・オプションとしての新株予約権の目的となる株式の数の減少7千株は、権利行使によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	1,057百万円	15円	2021年3月31日	2021年6月9日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	1,058百万円	15円	2021年9月30日	2021年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	1,058百万円	15円	2022年3月31日	2022年6月9日

(注)配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金等の安全性の高い商品に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債発行により調達しています。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要の都度、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、財務部門において定期的に時価を把握し、リスクを管理しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達や、投資資金を長期借入金で調達するまでの短期間のつなぎ資金であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金は、主に固定金利による資金調達により金利変動のリスクを抑制しています。

デリバティブ取引の実行及び管理は、財務部門において行っておりますが、実行にあたっては、事前にヘッジ対象の借入金と共に社内規程に基づき決裁を受けて行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「仕入割戻未収入金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	48,430	48,430	—
(2) 社債	20,023	19,830	△193
(3) 長期借入金	18,894	18,866	△27

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	17,994	47,640	29,645
	国債・地方債等	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	13	25	12
	小 計	18,007	47,665	29,657
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	843	764	△78
	国債・地方債等	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	843	764	△78
合 計		18,850	48,430	29,579

- (注) 1. 当連結会計年度の取得原価は減損処理額324百万円控除後の金額であります。
2. 減損処理にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べ50%程度以上下落した場合に減損処理を行っております。また、30～50%程度下落した場合は、過去1年間の月末の平均時価を算出し、取得原価に比べて30%以上の下落であった時に減損処理を行っております。

② 連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	5,198	2,720	7
債 券	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	5,198	2,720	7

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	金 額
非上場株式等	30,312

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	93,845	—	—	—
受取手形	2,212	—	—	—
売掛金	299,389	—	—	—
仕入割戻未収入金	12,733	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	10	—	—
その他有価証券	78	1	—	—

(注4) 社債・長期借入金・リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	—	20,000	—	—
長期借入金	6,298	11,168	1,021	406

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	48,430	—	—	48,430

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	19,830	—	19,830
長期借入金	—	18,866	—	18,866

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債は相場価格を用いて評価しております。当社の発行する社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略いたします。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	医薬品卸売事業	調剤薬局事業	医薬品製造販売事業	その他 周辺事業	
医療用医薬品	1,017,126	70,738	1,851	—	1,089,716
検査薬	73,988	—	—	—	73,988
その他	76,858	21,047	48	4,321	102,276
顧客との契約から生じる 収益	1,167,973	91,786	1,899	4,321	1,265,981
その他の収益	182	—	—	7	189
外部顧客への売上高	1,168,155	91,786	1,899	4,329	1,266,171

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 医薬品卸売事業

医薬品卸売事業においては、医療機関等に対して医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。

医療用医薬品、検査薬、検査機器、顧客支援システム等の販売は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識することとなります。しかしこれらの取引は、いずれも国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。保守サービス等の販売の一部において前払を受ける場合がありますが、通常の支払期限は商品の引き渡し又は検収時より60日から90日が中心であり、

取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

医療用医薬品の販売において、納入後に価格交渉を行って取引価格を決定する実務慣行があり、価格交渉の結果、値引によって取引価格が変動する可能性があることから、これを変動対価として認識しております。このため取引価格については、顧客別・商品別に過去の販売実績等を考慮し、価格交渉により妥結する可能性が最も高いと見込まれる価格を見積って算定しております。なお、変動対価の額は、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が生じない可能性が高い部分に限り取引価格に含めることとしており、期末日においては、精算は翌期となるものの取引価格がほぼ決定する傾向となっております。

医療用医薬品等の販売契約においては、当社グループは返品に応じる義務を負っており、顧客からの商品が返品された場合は、当該商品の対価を返金する義務があります。返品については、返品実績等に照らして発生しうると考えられる予想返金額を算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

検査機器等の販売の一部では、機器メーカー等が取引に関与しており、当社グループの履行義務は、当該機器メーカー等により顧客に検査機器等が提供されるように手配し、顧客から代金を回収することにあります。このため、当該取引において当社グループは代理人として取引を行っていると判断しております。これにより、検査機器等の販売の一部について、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から機器メーカー等に支払う額を控除した純額により算定しております。

なお、検査機器、顧客支援システム等の販売、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等については、収益の分解情報の「その他」に含めて表示しております。

② 調剤薬局事業

調剤薬局事業においては、主に患者に対して医療用医薬品を処方するとともに、服薬指導等を実施し、健康保険法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤報酬を収受しております。

医療用医薬品の処方は、患者への医薬品の引き渡し及び服薬指導等の実施により、当該医薬品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、医薬品を患者に引き渡し、服薬指導等を実施した時点で収益を認識しております。

保険薬局における医療用医薬品と調剤報酬の支払は、主に処方時に3割を患者から受領し、7割は国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から概ね2ヶ月後に入金されるため、1年を超える長期のものはなく、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、調剤報酬については、収益の分解情報の「その他」に含めて表示しております。

③ 医薬品製造販売事業

医薬品製造販売事業においては、ジェネリック医薬品を中心とする医療用医薬品の製造・販売を行っております。

医療用医薬品の販売は、製品の引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充

足されることから、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識することとなります。しかしこの取引は国内における販売であり、出荷の当日もしくは翌日に顧客に納品されることから、出荷及び配送に要する通常の日数と判断し、出荷時点を引き渡した時点として、収益を認識しております。

これらの収益に対応する債権の通常の支払期限は製品の引き渡し時より60日程度であり、1年を超える長期のものではなく、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

④ その他周辺事業

その他周辺事業においては、顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページの制作、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等を行っております。

顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページ制作は、商品の引き渡し又は検収により、顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。保守サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、顧客がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

保守サービス等の販売の一部において前払を受ける場合がありますが、通常の支払期限は商品の引き渡し又は検収時より60日から90日を中心であり、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、顧客支援システム、情報処理機器等の販売、医療機関のホームページの制作、顧客支援システム関連の保守サービスの提供等については、収益の分解情報の「その他」に含めて表示しております。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	286,339
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	303,021
契約負債（期首残高）	197
契約負債（期末残高）	206

契約負債は、主に、一定期間に保守サービス等を提供する顧客との契約について、顧客から受け取った未経過期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴って取り崩されるものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、164百万円であります。

契約負債の残高に重要な変動はありません。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、金額重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	3,415円50銭
(2) 1 株当たり当期純利益	189円70銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔 自 2021年 4月 1 日 〕
〔 至 2022年 3月31日 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 準備金	利益剰余金		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
						土地圧縮 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金
2021年 4月 1 日残高	10,649	46,177	3,937	50,114	664	1,513	6,336	78,113
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,116
当期純利益								4,014
土地再評価差額金取崩								△107
土地圧縮積立金の取崩						△109		109
自己株式の取得								
自己株式の処分			△4	△4				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計			△4	△4		△109		1,900
2022年 3月31日残高	10,649	46,177	3,933	50,110	664	1,404	6,336	80,013

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
2021年 4月 1 日残高	△15,823	131,568	33,244	△4,357	28,886	162	160,617
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△2,116					△2,116
当期純利益		4,014					4,014
土地再評価差額金取崩		△107					△107
土地圧縮積立金の取崩		—					—
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	65	61					61
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△7,776	107	△7,668	△13	△7,682
事業年度中の変動額合計	64	1,851	△7,776	107	△7,668	△13	△5,830
2022年 3月31日残高	△15,759	133,420	25,468	△4,250	21,217	149	154,787

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

そ の 他 有 価 証 券

・市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、市場価格のない有価証券については、1株当たりの純資産額と取得原価を比較して1株当たり純資産額が50%を下回っている場合に減損処理の要否を検討しておりますが、将来の超過収益力等を反映した価額を実質価額とすることが合理的と判断される場合には、当該金額を純資産額に代えて減損処理の要否を検討しております。

また、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有 形 固 定 資 産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
- （リース資産
以外のもの）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づき定額法

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法

④ 長期前払費用……………均等償却

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見積額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金……………2005年４月の確定拠出年金制度に全面的移行したことに伴い、移行時在籍従業員のうち、定年の退職者に対しては、過去勤務部分の一部を退職時に退職一時金として支払う経過措置を設けております。それにより、2022年３月末現在の退職給付債務を従業員の退職給付に備えるために計上しております。数理計算上の差異は、僅少のため発生年度に費用処理することとしております。

（４）収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社に対して経営指導等のサービスの提供を行っております。

経営指導サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない非連結子会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券等 1,755百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(1) 市場価格のない非連結子会社株式の評価」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,989百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建 物 156百万円

土 地 440百万円

計 596百万円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済を含む） 770百万円

計 770百万円

なお、下記資産は東邦薬品株式会社等の子会社の支払手形及び買掛金に係る担保に供しております。

定 期 預 金 165百万円

建 物 423百万円

土 地 1,752百万円

投 資 有 価 証 券 2,017百万円

計 4,358百万円

(3) 保証債務

銀行保証債務 6,655百万円

買掛債務の保証債務 9,830百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 18,925百万円

長期金銭債権 5,082百万円

短期金銭債務 51,320百万円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に基づき算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

620百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

7,021百万円

営業取引以外の取引による取引高

562百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (注)	7,748千株	1千株	32千株	7,717千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加1千株は、譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加1千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少32千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少25千株及びストックオプション行使による減少7千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	82百万円
賞与引当金	23百万円
貸倒引当金	692百万円
投資有価証券	961百万円
関係会社株式	1,482百万円
その他の固定負債	30百万円
減損損失	100百万円
資産除去債務	590百万円
ストックオプション	30百万円
譲渡制限付株式報酬	21百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	4,049百万円
評価性引当額	△4,049百万円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△619百万円
その他有価証券評価差額金	△11,343百万円
子会社合併に伴う有価証券評価差額金	△429百万円
資産除去債務	△512百万円
退職給付信託から返還された投資有価証券	△147百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△13,058百万円
繰延税金負債の純額	△13,058百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	東 邦 薬 品 株 式 会 社	所有 直接 100.0	経営管理契約締結 資金援助 不動産賃貸 役員の兼任	資金の貸付 受取利息（注１） 経営指導料収入 （注２） 不動産賃貸料収入 （注３） 受取配当金収入 （注４） 債務保証 （注５）	△2,724 143 1,162 3,714 1,469 9,830	貸付金 (CMS貸付金)	15,783
子会社	九 州 東 邦 株 式 会 社	所有 間接 100.0	資金援助 役員の兼任	資金の預り 支払利息（注１）	1,759 44	預り金 (CMS預り金)	7,134
子会社	株 式 会 社 セ イ エ ル	所有 間接 100.0	資金援助	資金の預り 支払利息（注１）	1,984 117	預り金 (CMS預り金)	20,288
子会社	株式会社スクウェア・ワン	所有 直接 100.0	資金援助	債務保証（注６）	3,790	—	—
子会社	株式会社ファーマみらい	所有 間接 100.0	資金援助	資金の預り 支払利息（注１）	1,506 81	預り金 (CMS預り金)	15,845

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 利率については、当社の規程に基づき、市中金利等を勘案し協議の上決定しております。なお、取引金額は、期中の増減の純額を記載しております。
2. 経営指導料収入は、経営指導に係る費用相当額に基づき決定しております。
3. 不動産賃貸料収入は、近隣の取引実勢に基づき、協議の上決定しております。
4. 受取配当金収入は、配当基準を設定し、それに基づき決定しております。
5. 買掛債務につき、債務保証を行ったものです。
6. 銀行借入につき、債務保証を行ったものです。

9. 収益認識に関する注記

当社は、グループ会社に対して経営指導等のサービスの提供を行っております。

経営指導サービス等の一定の期間に充足される履行義務は、グループ会社がサービス提供期間を通じて便益を受けるため、当該期間に履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて定額で収益を認識しております。

経営指導料の支払期限は経営指導サービス等を提供した月の末日とし、グループ会社より毎月入金を受け、1年を超える長期のものはなく、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,191円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	56円91銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。